

平成19年6月11日(月曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 総務課長	菅野英行	総合政策課長 財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課長 企業立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課長 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課長 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成19年6月11日(月)

議事日程第4号

第2回定例会

平成19年6月11日(月曜日)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第31号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 2 議第32号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 3 議第33号 平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 4 議第34号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 5 議第35号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 6 議第36号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 7 議第37号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 〃 8 議第38号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第39号 市道路線の廃止について
- 〃 10 議第40号 市道路線の変更について
- 〃 11 議第41号 市道路線の認定について
- 〃 12 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 厚生経済委員長報告
- (3) 建設文教委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- 〃 13 質疑、討論、採決
- 〃 14 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

平成19年6月11日(月)

再 開 午前9時55分

伊藤忠男議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます案件について申し上げます。常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての1件であります。

追加案件の取り扱いについて、日程第14で上程してお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるよう、お願い申し上げ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

平成19年6月11日(月)

議案上程

伊藤忠男議長 日程第1、議第31号から日程第11、議第41号までの11案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月7日午前9時30分から議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第34号及び議第38号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日(月)

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月7日午前9時27分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第33号、議第35号、議第36号、議第37号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第33号平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「老人医療費が減額となった理由は」との問いがあり、当局より「老人保健制度の改正で対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたこと、一定所得者の自己負担割合が平成18年10月から3割になったなどの影響です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この改定により何名が限度額56万円に該当し、どのくらいの保険税が増収となるのか」との問いがあり、当局より「試算では246名ほどを想定しており、すべて3万円引き上げとすると738万円となります」との答弁がありました。

委員より「中間所得層の方についてどうなるのか」との問いがあり、当局より「想定している中間所得層の方は7,317世帯で、増額分は中間所得層の方の軽減に振り向けられることになると思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病衣手数料が70円で、業者に支払う場合より20円ふえることになるが、その理由は」と

の問いがあり、当局より「診療報酬加算額をもとにしたもので、近隣の公立病院などを考慮して70円としたものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日(月)

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月7日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席し、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第32号、議第39号、議第40号及び議第41号の4案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第32号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の借換債によって、大体どのくらいの予算が浮くのか」との問いがあり、当局より「今回は利率5%以上の既応債4本が該当となりますが、許可額やどのくらいの利率になるのかは未定であります。利率2.5%で満額許可になった場合は、総額で約3,170万円くらいになり、残年数で割った年平均額は370万くらいになる計算です」との答弁がありました。

委員より「借換債は政府系資金になるのか、それとも縁故債のようなものになるのか」との問いがあり、当局より「下水道高資本費対策借換債の対象は公庫資金です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしましたが、議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号市道路線の廃止について、議第40号市道路線の変更について及び議第41号市道路線の認定については、関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第39号については、委員より「廃止については了解なのですが、都市計画審議会での扱いはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「都市計画審議会は、あくまで都市計画道路の決定とか廃止とか変更でございます。市道は市道として別であり、山形自動車道との関係で平成3年12月の時点で、都市計画道路としては抜いております」との答弁がありました。

議第39号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第40号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第41号については、委員より「高松駅八楸団地線の関係で、地権者や隣接者の了解は得ている、という理解でいいのか」との問いがあり、当局より「今回の市道路線認定の範囲には、公社からの購

入済みの土地と、JRの土地、これについては事前に協議しております。それから、一部民地がござりますが、これについては寄附をいただいております、残りは官地です」との答弁がありました。

議第41号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日(月)

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、5月30日午前10時20分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長など出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第31号平成19年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)であります。

議第31号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

一つ、中心市街地活性化センター維持管理委託料の減額内容について、一つ、フローラ駐車場管理業務の縮小について、の質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長など出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第31号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日(月)

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

柏倉信一議員 下水道課長の答弁の中で、訂正箇所があったと思うのですが、訂正箇所が訂正されていないように解釈したのですが、委員長にお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 建設文教委員長。

鴨田俊廣建設文教委員長 この件に関しては、委員会の中で下水道課長が答弁したことについて、訂正がございますとのことがありまして、建設文教委員会の協議会を開いて、その訂正をしてもらったということがございます。したがって、既応債として4本がありますよと、そのうち、ある質問で今回の補正は4本全部なのかと、そういうふうなことがありまして、その中で間違いがございまして、実は3本だったので、その訂正があったのでございます。したがって、先ほど答えたとおりのことでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 ですから、先ほどの委員長の報告には4カ所というふうな報告だったと思うのです。それを3カ所に訂正したはずなので、その委員長報告そのものを3カ所と訂正しないで差し支えないのですか、という意味のことをお尋ねをしたのです。

伊藤忠男議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時25分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴨田委員長。

鴨田俊廣建設文教委員長 先ほどのことで答弁いたします。

今回の報告は、借換債については、全体の借換債のことであります。既に予算化している1本と、今回新たに3本が加えられ、補正額がありましたので、その3本分のことで合わせて4本ということで申しあげました。

以上です。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

平成19年6月11日(月)

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

伊藤忠男議長 日程第14、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出がありません。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

平成19年6月11日(月)

閉 会 午前10時33分

伊藤忠男議長 これにて、平成19年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年6月11日(月)

寒河江市議会議長 伊藤忠男

会議録署名議員 辻登代子

会議録署名議員 那須稔